

(仮称) 仙 台 市 教 育 構 想 2021

(最終案)

令和 3 年 1 月

仙台市・仙台市教育委員会

目次

第1章 基本的事項	1
1. 策定の趣旨	
2. 教育構想の位置づけ	
3. 教育構想の期間	
第2章 教育を巡る国の動向と社会環境の変化	5
1. 国の動向	
2. 社会環境の変化	
第3章 本市の取組状況と課題	11
1. 学校教育	
2. 社会教育・生涯学習	
3. 多様な主体の連携・協働	
4. 教育環境整備	
第4章 基本理念	15
第5章 基本方針	17
1. 6つの基本方針	
2. 教育施策を進めるための各主体の役割	
3. 仙台市・仙台市教育委員会の役割	
4. SDGsとの関係	
第6章 教育施策	25
教育施策の体系図	26
基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育	28
基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育	32
基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育	41
基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実	48
基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり	54
基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備	60
第7章 教育施策の推進体制	63
1. 進行管理	
2. 社会全体での取組	
3. 情報の発信	
資料編	65

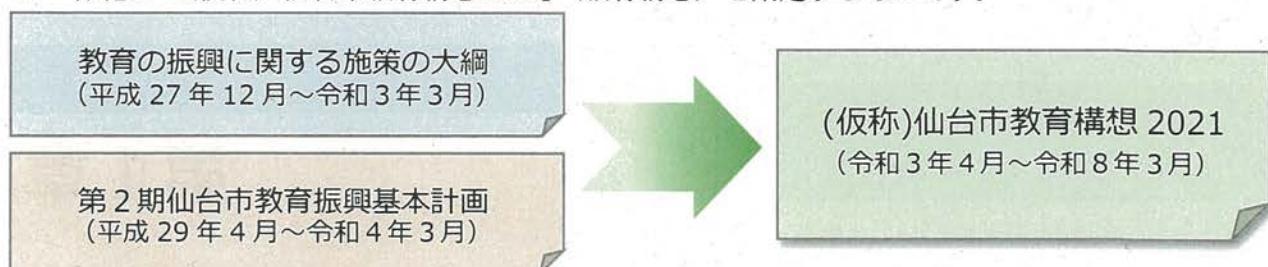
第1章

基本的事項

1. 策定の趣旨

本市では、平成 27 年 12 月に策定した「教育の振興に関する施策の大綱」と平成 29 年 1 月に策定した「第 2 期仙台市教育振興基本計画」のもと、教育施策を推進してきました。が、令和 2 年度をもって「教育の振興に関する施策の大綱」がその期間を終えます。また、令和 3 年度からは、本市のまちづくりの新たな指針となる「仙台市基本計画」がスタートしますなど、本市の教育行政の基本的な方針について改めて検討すべき時機です。

社会環境の変化が激しく将来の予測が難しい時代にあって、本市教育の新しい羅針盤とする本市教育の理念と新しい方向性を定め、その下で効果的に教育施策を進めるため、令和 3 年度末までを計画期間とする「第 2 期仙台市教育振興基本計画」の終期を繰り上げ「教育の振興に関する施策の大綱」と一体化し「(仮称) 仙台市教育構想 2021」(教育構想) を策定するものです。



2. 教育構想の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

教育構想は、本市教育の基本理念（第 4 章）や基本方針（第 5 章）を定めるものであることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針を定める大綱」及び、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけます。

(2) 「仙台市基本計画」との関係

「仙台市基本計画」では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、これまで培ってきた本市の強みを活かして「杜の都」を新しいステージに押し上げる挑戦を始めることとしています。

教育構想は、「仙台市基本計画」で掲げたまちづくりの理念を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進するものでもあります。

具体的に取り組む施策としては、「仙台市基本計画」における「心の伴走プロジェクト」「笑顔咲く子どもプロジェクト」「ライフデザインプロジェクト」などが挙げられます。

「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、常に高みを目指す姿勢の象徴として最上級を表す「est」を付した“*The Greenest City*”は、「仙台市基本計画」において、まちづくりの方向性を示しています。「Green」には、自然や心地よさ、成長などのほか、心の優しさ、明るさの意味が込められており、教育はまちづくりと結びついていることから、教育構想においても“*The Greenest City*”という方向性を共有し、各般の教育施策を進めることとします。

挑戦を続ける、新たな杜の都へ

～“The Greenest City” SENDAI～

Green⇒自然

杜の恵みと
共に
暮らすまちへ

Green⇒心地よさ

多様性が
社会を動かす
共生のまちへ

Green⇒成長

学びと実践の
機会が
あふれるまちへ

Green⇒進め！

創造性と
可能性が
開くまちへ

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① 杜と水の都プロジェクト | ⑤ 笑顔咲く子どもプロジェクト |
| ② 防災環境都市プロジェクト | ⑥ ライフデザインプロジェクト |
| ③ 心の伴走プロジェクト | ⑦ TOHOKU 未来プロジェクト |
| ④ 地域協働プロジェクト | ⑧ 都心創生プロジェクト |

(3) 本市の他の計画との関係

教育構想は、本市の関連する他の計画と緊密な連携のもと教育の振興を図ります。

【主な関連計画】

仙台市基本計画（2021年）

仙台市協働まちづくり推進プラン
(2021年)

仙台市すこやか子育てプラン 2020
(2020年)

男女共同参画せんだいプラン
(2021年)

つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン
—仙台市子どもの貧困対策計画—
(2018年)

(仮称) 支えあいのまち推進プラン
(2021年)

仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン
(2020年)

障害者保健福祉計画・障害福祉計画（第5期）
・障害児福祉計画（第1期）(2018年)

仙台市幼児教育の指針
(2018年)

第2期いきいき市民健康プラン
(2018年)

杜の都環境プラン
(2021年)

仙台市食育推進計画〔第2期〕
(2018年)

仙台市スポーツ推進計画
(2012年)

仙台市いじめ防止基本方針
(2019年)

※（）内は策定（予定）年を示す。

3. 教育構想の期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、「第2期仙台市教育振興基本計画」において計画期間を5年とし、中長期的な目標を設定して取組を進めてきたことを踏まえ、**教育構想の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間**とします。

なお、教育構想の中で、毎年度各事業の具体的な内容等を「教育事業概要」として取りまとめるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を行います。

第2章

教育を巡る国の動向と 社会環境の変化

1. 国の動向

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、第2期計画における「自立・協働・創造」の3つの理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据え「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育施策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの基本方針を示しています。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 新学習指導要領の全面実施

中央教育審議会での議論を踏まえ、平成29年3月には幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領が、また、平成30年3月には高等学校の学習指導要領が改訂されました。新学習指導要領は幼稚園では平成30年度から、小学校・中学校・高等学校では令和2年度以降段階的に全面実施されます。今回の改訂では、育むべき子どもたちの資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、育成を目指す資質・能力を身に付けられるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。また、学校全体として「カリキュラム・マネジメント」を進めることにより教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ることとされています。

(3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

不登校児童生徒に対する教育機会の確保や夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供など、義務教育に相当する段階での教育機会の確保等を総合的に推進するため、平成28年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されました。地方公共団体は、法律に定める基本理念を踏まえ、当該地域の状況に応じた教育機会の確保に向けた施策を策定し実施することとされています。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

近年、教員の勤務が長時間化していることから、学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育と子どもたちへの効果的な教育活動を行うことができるよう、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。国が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定・公表することや、地方公共団体の判断により教育職員の一年単位の変形労働時間制を活用することが定められました。

(5) 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、地域と学校が効果的、継続的に連携していく必要があり、平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務となりました。同時に、社会教育法が改正され、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進していくことが求められています。

(6) 地域における社会教育の在り方

中央教育審議会は、平成 30 年 12 月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申し、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であると指摘しました。また、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示され、学びの場への地域住民の主体的な参画、多様な主体の一層の連携・協働、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材の活躍促進が重要とされています。

(7) G I G A スクール構想の加速

国において進められていた教育の I C T 化に向けた環境整備については、令和元年 12 月に G I G A スクール構想が打ち出され、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための補正予算措置が講じされました。また、令和 2 年 4 月には、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業時においても子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、1 人 1 台端末の早期実現や家庭の通信環境の整備などの補正予算措置が講じられました。これまでの教育実践と I C T を組み合わせることにより、教師と児童生徒の力を最大限に引き出すための取組が一段と加速しています。

2. 社会環境の変化

(1) SDGs の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された令和 12 年（2030 年）までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため 17 の目標が掲げられています。教育は目標 4 「質の高い教育をみんなに」に位置付けられ、「教育が全ての SDGs の基礎であり、全ての SDGs が教育に期待している」とも言われています。SDGs の実現に向け、学校教育や社会教育など、それぞれの分野で 17 の目標を意識した取組を進めていくことが求められています。

(2) グローバル化の進展

世界では、人、物、情報が国境を越えて行き交うグローバル化が急速に進み、また、情報通信技術の進展により、物理的な距離や時間的な隔たりを越えて、言語や文化的な背景、価値観が異なる人々と交流する機会が大きく増加しています。外国語でのコミュニケーションスキルや、多様な文化・価値観を理解し、尊重する姿勢を身に付けるとともに、グローバルな視点で主体的に諸課題に対応していく必要性が高まっています。

(3) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活・行動様式の変化や新しい働き方・学び方の取組

新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワーク、遠隔学習など、非対面型のコミュニケーションが進んでいます。この動きは、今後も一層進展していくと考えられますが、対面での交流機会が減少する中でも、多様な他者とともに問題の発見や解決に取り組む力がより大切になります。対面か非対面かの二者択一ではなく、両者の良さを適切に取り入れながら、教育施策を開拓していく必要があります。

(4) 急速に進む技術革新

人工知能（AI）やビッグデータの活用、IoT（Internet of Things）など技術革新は急速に進んでおり、今後、こうした技術の一層の進展が社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されています。これらを背景として、産業構造も大きく変化し、労働人口の相当規模がAIやロボット等に代替される可能性が指摘されるとともに、これまでになかった仕事が新たに生まれることも予想されています。こうした中では、新たな技術を使いこなすだけでなく変化に柔軟に対応するための資質・能力の育成が求められます。

(5) 情報化の進展

スマートフォン等の所持率は年々増加しており、大量の情報に容易にアクセスすることが可能となっています。こうした中では、自らに必要な情報や信頼できる情報を選択し、活用できる力が必要となります。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを通じて、個人が情報を発信することも容易になっており、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も増加していることから、社会全体で情報モラルの向上に取り組んでいく必要があります。

(6) 人生100年時代の到来

我が国の人ロが減少する一方で平均寿命は延伸を続けています。これまでにない長寿社会を迎えるにあたって、一人ひとりがその可能性を最大限に引き出し、ライフステージに応じて豊かな人生を送ることができるよう、誰もがいつでも学び続けることができる環境が求められています。

第3章

本市の取組状況と課題

本市では、8つの基本方針を定めた「教育の振興に関する施策の大綱」を平成27年12月に策定しました。更に平成29年1月には「第2期仙台市教育振興基本計画」を策定し、4つの基本的方向と19のミッションを掲げ、目指す教育の姿である「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」の実現に向け取組を進めてきました。以下、4つの基本的方向ごとに取組状況と課題を示します。

1. 学校教育

命を大切に互いを理解し思いやる「豊かな心」、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」、基礎的知識と応用力、学習意欲からなる「確かな学力」を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な態度・能力を育成する仙台自分づくり教育や震災の教訓を活かした防災対応力の育成、特別支援教育、35人以下学級の推進など、学校教育の充実に取り組んできました。

■取組状況と課題

○ 命と心を守り、育む取組

スクールカウンセラーなどの専門職による支援の充実を図り児童生徒の心のケアを進めてきました。いじめや不登校、養育に課題を抱える家庭などの現状を踏まえると、新たに体系化した「命を大切にする教育」について地域・家庭での理解を深めるとともに、各学校の授業を通じ児童生徒が心の健康につながる資質・能力を身に付けることができるよう、取組を進めていくことが大切になります。また、互いを理解し思いやる心や、困難に立ち向かう心を育む取組を進めていくことが必要です。

○ 「知・徳・体」にわたる「生きる力」の育成

豊かな人生を拓いていくための基盤として、生きて働く知識・技能と思考力・判断力・表現力、学びに向かう力などを柱とする「確かな学力」(知)、命を大切に互いを理解し思いやる「豊かな心」(徳)、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」(体)をバランスよく育むとともに、学んだ知識や技能を活かし、自ら課題を発見し解決する力の育成に一層取り組む必要があります。

○ 震災の経験と教訓を活かした危機対応力の育成

東日本大震災の経験を踏まえ、自らの命を守り安全を確保する「自助の力」、災害発生時の対応や地域の復興に協力し参画する「共助の力」の育成に取り組むとともに、各学校での体系的な防災教育カリキュラムの展開や震災遺構を活用した体験学習などを進めてきました。感染症の流行や台風、豪雨災害といった自然災害が多発する中では、行政として必要な支援の実施はもとより、本市の経験と教訓を活かした危機へ対応する力の育成はますます重要性が高まっています。

○ 多様性に応じた教育の充実

本市の不登校児童生徒数は年々増加しており、その対応は喫緊の課題となっています。仙台市不登校対策検討委員会からの提言も踏まえ更に具体的な取組を進めていく必要があります。また、経済的に困難を抱える家庭の児童生徒や障害のある児童生徒、外国人児童生徒への支援、義務教育未修了者への学び直しの支援など、一人ひとりの個性に応じた学びの機会の確保と教育の充実を一層進めていく必要があります。

○ 魅力ある教職に向けた取組の推進

学校に求められる役割は年々増加し、教員の時間外在校等時間は高い水準が続いています。教員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しつつ、より児童生徒に向き合える環境をつくることは、本市が求める人材の確保や、児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながります。学校における働き方改革と教職の魅力向上に資する取組を強化することが必要です。

2. 社会教育・生涯学習

市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいのある心豊かな生活を送るために、学習ニーズに応じた学びの機会の提供と人材育成に取り組むとともに、学校や社会教育施設等を活用し、その成果を活かすことのできる場の提供を進めてきました。

■取組状況と課題

○ ライフステージに応じた学習支援

学校施設を利用した社会学級や余裕教室の地域開放の取組、市民センターをはじめとした社会教育施設における多様な学びを通じ、市民の意欲的な学びの支援に取り組んできました。これまで、子どもから大人まで、それぞれのライフステージにおける学習機会の充実に努めてきましたが、障害者などの学習の機会は十分ではありませんでした。また、社会学級や市民センターなどでは、参加者が固定化していく傾向があり、多様な学びに応じる講座等の工夫改善が必要です。

○ 学びを活かす機会の提供

人生100年時代の到来が予測され、生涯を通じて地域や社会で活躍する機会はより増えてくると考えられます。本市が進めてきた学びを活かす機会づくりの取組は、学校や社会教育施設におけるボランティア数の増加にも成果として表れています。活動への「参加」から「参画」へステップアップするような人材育成の取組や、学びの成果発表が他者の学びにつながる取組、また、それらを支える社会教育施設等の支援力の向上など、学びと実践の機会をさらに充実させていくことが必要です。

○ 社会教育施設の機能強化

本市には博物館や科学館をはじめとした社会教育施設があり、その専門性を活かし互いに連携しつつ、特色ある事業を展開して市民の学びを支援してきました。今後、ますますICTを利用した学習や情報収集の機会が広がっていきますが、各施設ならではの魅力を提供するとともに、多様化する市民の学びのニーズや社会の要請に応えていくことが求められています。

○ 子ども、若者の地域・社会への主体的な参画につながる学びの充実

市民センターでは、学びの支援・交流・地域づくりの拠点機能を活かし、子どもや若者が主体的に地域に関わりながら、地域文化の継承や地域課題の解決に取り組む活動が行われています。
また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災に資する事業や地域の絆を深める事業にも取り組んできました。今後も多くの方々が地域への関心を高め、地域社会の構成員として主体的に活動を続けていくことが重要であり、地域全体で、世代を超えて人々が学び合い、支え合いながらまちづくりに取り組めるよう支援していくことが求められています。

3. 多様な主体の連携・協働

学校・地域・家庭など多様な主体が連携して、子どもの豊かな育ちを支える体制づくりを進めるとともに、家庭の教育力向上や、地域を支える人づくりなどに取り組んできました。

■取組状況と課題

○ 社会全体での学びの環境づくり

社会全体で子どもを育てることは、児童生徒への多様な体験機会の提供や、家庭での安心感、地域での生きがいの創出など、参画する各主体にとっても様々な効果が期待されます。地域のつながりや家庭の教育力の低下が指摘される中では、「地域とともに歩む学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を念頭に、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図っていく必要があります。また、これまでも嘱託社会教育主事や地域連携担当教員、学校支援地域本部のスーパーバイザー、地域コーディネーターなど学校や地域を支える人材の育成を進めていますので、今後も互いの取組を共有しながら連携・協働していくことが求められます。

○ 家庭教育を支える取組

様々な課題を家庭内で抱え込むのではなく、社会全体で支える取組が必要です。そのためには、家庭教育の支援に関わる市の複数の部署や関係機関などをネットワークでつなぎ連携を強化するとともに、地域で子どもを育てるという意識の醸成とNPOや企業とも連携・協働する体制の構築が必要です。

○ 地域におけるネットワークの形成

子どもの健やかな育ちを支える学びの環境づくりや地域の防災体制づくり、課題解決に向けた取組を進めるためには、地域住民が課題を学び、共有するためのネットワークを構築することが必要であり、そのためには、社会教育施設、学校及び地域団体等が更に連携していくことが重要です。

4. 教育環境整備

学びを支える土台づくりのため、ICT教育を推進する環境整備や、学校施設、社会教育施設の計画的な保全・更新を進めてきました。

■取組状況と課題

○ 社会状況の変化に応じた学びの場づくり

これまで学校施設や社会教育施設の計画的な保全と更新を進めるとともに、エアコン設置などの取組を行ってきたところです。児童生徒や市民が安心して学ぶため、公園やスポーツ施設などの公共施設の活用や教育施設の環境整備は引き続き重要であり、感染症の流行も踏まえた学びの場づくりを一層推進していく必要があります。

○ 学校のICT環境充実

各小学校への40台のタブレット端末の配備や電子黒板・大型提示装置の導入など、ICT教育を推進するための基盤整備を進めてきました。令和2年度からは、国のGIGAスクール構想に対応し、児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の学校内の通信環境整備を進めています。児童生徒の学習機会を保障するとともに、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びと一人ひとりに適切な学びの実現に向け、ICT教育環境を充実していく必要があります。

第4章

基本理念

基本理念

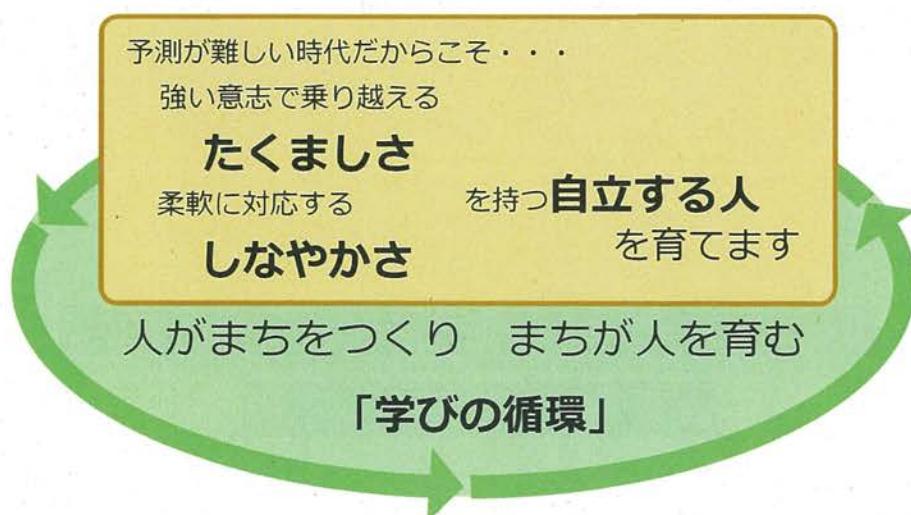
「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
たくましく、しなやかに自立する人を育てます」

本市は、豊かな自然環境に恵まれるなかで緑あふれるまちづくりを進め、本市を代表する都市イメージとして「杜の都」と呼ばれ、また、近代教育の幕が開けると多くの高等教育機関が設置され、文化・芸術施設の充実とともに「学都」とも呼ばれるようになりました。

こうした背景をもとに、本市は、目指すべき教育の姿として、「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を掲げ、これまで多岐にわたる取組を進めてきました。『学びのまち・仙台』の根底には、一人ひとりが学びを活かして交流することで、まちは発展し人を育む土壌となり、一人ひとりの更なる学びや活動につながるという「学びの循環」があります。本市では、この考え方のもとで、人づくりとまちづくりを一体のものとして進めてきたところであり、「学びの循環」は、教育構想においても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

一方、現代社会は、情報化やグローバル化の急速な進展とともに、頻発する自然災害や感染症の流行、貧困、環境問題など、多くの地球規模の課題を抱えています。このような状況において、持続可能な未来社会を切り拓いていくための力を備え自立した人を育てることと、一人ひとりが多様な主体と協働し相互に支えあいながら社会の担い手となるよう支援するえることは本市教育の使命です。そして、予測が難しく様々な変化が起こる時代の中で、困難に向き合ったときにも、強い意志で乗り越える「たくましさ」と、柔軟に対応する「しなやかさ」を持ち、自立して生きていく力を育むことが肝要です。

以上の考え方をもとに、「仙台市基本計画」の理念である「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。



第5章

基本方針

基本理念	6つの基本方針	教育を巡る環境変化など
<p>人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます</p>	<p>基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsを意識した取組 ・急速に進む技術革新への対応 ・GIGAスクール構想の加速など
<p>基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領への対応 ・豊かな人生の基盤となる「知・徳・体」の育成 ・命と心を守り育む取組の推進など 	
<p>基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性に応じた教育の充実 ・教育機会の確保の総合的な推進 ・学校における働き方改革 ・教職の魅力向上など 	
<p>基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代を見据えた生涯にわたる学びの充実 ・誰もがいつでも学び続けることができる環境づくりなど 	
<p>基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体での学びの環境づくり ・家庭教育を支える取組 ・住民参画による地域づくりなど 	
<p>基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設における計画的な環境整備 ・感染症も含めた社会状況の変化に対応した学びの場づくり ・ICT環境の充実など 	

1. 6つの基本方針

基本理念の実現に向け、これまでの取組における課題や社会環境の変化により新たに生じた課題を踏まえ、今後の教育施策を展開するうえでの基本的な方針を、次の6つにまとめます。

基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

情報化や技術革新の進展など社会環境が変化し将来の予測が難しい中、様々な課題に対し自らが学び考え多くの人との協働を通じて、持続可能な社会を創ることが求められています。

児童生徒がグローバルな視野で、夢や希望、将来の理想像を描き、くことができるよう、学びを支えるとともに自らの可能性に挑戦する力を育てます。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

命を大切に互いを理解し思いやる「豊かな心」、生きて働く知識・技能と未知の状況にも対応できる思考力、学びに向かう力などからなる「確かな学力」、健康で生き生きとした生活を送ることができる「健やかな体」は、命と心を守りながら豊かな人生を拓く基礎となることから、これらをバランスよく育てます。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

一人ひとりが豊かな生活を送り、活力ある社会を実現するためには、長所を最大限に引き出し、個性に応じた様々な学びにきめ細かく対応していくことが必要となります。多様性を尊重し、誰もが能力を最大限に發揮することができる教育を行います。

基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

人生100年時代を見据え、自らの可能性を伸ばし、生きがいを持ちながに豊かな人生を送ることができます。誰もが生涯にわたりいつでも学び続けられる環境が求められています。ライフステージやニーズに応じた学びの場や機会を確保するとともに、学びを活かして活躍できる仕組みをつくります。

基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

学校、地域、家庭、NPOなどの多様な主体の連携・協働のもと、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを着実に進めます。また、地域課題の解決に資する実践的な学びや活動を促進するとともに、本市の歴史的・文化的な資源を継承し、発展させながら都市の個性や魅力づくりに活かし、学びを通じた豊かな地域づくりにつなげます。

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

安心で利用しやすい学びの環境づくりは、教育を行う前提です。学校施設や社会教育施設等の適切な保全・更新などのハード面はもとより、学校内外における防犯活動や通学路の安全確保などのソフト面の環境も整えます。

2. 教育施策を進めるための各主体の役割

基本方針に基づく教育施策を進め、基本理念の実現につなげていくためには、本市の教育に関わる各主体が、子どもの教育や生涯の学びについてその役割を意識し、地域社会の中で協働し支えあいながら取り組むことが不可欠となります。

【学校】

学校は、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めながら、社会で自立して生きるために必要となる力を育て、多様な人々と協働し主体的に学ぶ態度を育みます。また、教員が生き生きと働き学び続けながら、児童生徒一人ひとりの長所を引き出すことができる環境をつくるとともに、これまで培ってきた地域・家庭との協働の基盤をさらに強めていきます。

【地域】

地域は、日常的な大人との関わりや、様々な体験機会の提供により、子どもたちが社会性や自主性等を育む場となるとともに、ライフステージに応じた学びの場ともなります。また、生涯学習や地域課題への関わりの中で、住民のつながりや生きがいを創出するほか、課題解決に取り組む力や社会教育を担う人材を育成することが期待されます。地域とともに歩みを進めてきた学校や社会教育施設を交流の核として、家庭と協調し子どもの育ちを支え豊かなコミュニティをつくります。

【家庭】

家庭は、全ての教育の出発点として、子どもとのふれあいにより豊かな情操を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心など、心身の調和のとれた発達に大きな役割を果たします。保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有しており、学校や地域、行政とつながり、相互に助けあいながら、子どもの健やかな育ちを支えます。

3. 仙台市・仙台市教育委員会の役割

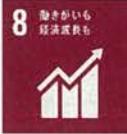
仙台市及び教育委員会は、学校教育、社会教育、家庭教育において、安心で充実した教育機会が提供されるよう環境を整える責務があります。教育構想により、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を果たせるよう支援し、各般の教育施策を着実に進めます。

4. SDGsとの関係

(1) SDGsと教育

持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰ひとり取り残さない」を理念とし実現に向けた17の目標を掲げています。このうち教育は目標4「質の高い教育をみんなに」に掲げられ、全てのSDGsに関わる取組の基礎となるものです。SDGsの理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出していくことが求められます。

【SDGsの17の目標】

	＜目標1＞ 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		＜目標2＞飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	＜目標3＞ すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		＜目標4＞ 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	＜目標5＞ ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う		＜目標6＞ 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	＜目標7＞ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		＜目標8＞ 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	＜目標9＞ 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		＜目標10＞人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	＜目標11＞ 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		＜目標12＞ つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	＜目標13＞ 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		＜目標14＞ 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	＜目標15＞ 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		＜目標16＞ 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	＜目標17＞ パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

(2) 持続可能な社会づくりに向けた本市の取組

本市においては、SDGsの理念や目標の実現に資する教育や活動を、学校教育では各教科や総合的な学習の時間などの学びを通じ、社会教育では市民センターでの講座や社会学級での学びなどを通じ、身近な地域課題を切り口としてライフステージに応じた様々な学びや活動の場面で取り組んできました。「仙台市基本計画」においてSDGsの達成に貢献するためプロジェクトを推進していくことが示されていることから、教育施策の中でも、SDGsの推進を重要な事項として位置づけました。今後も、持続可能な社会づくりを意識し、自ら考え、解決に向け行動することができるよう教育施策を進めます。

取組項目：杜の都のエコ・スクール【基本方針Ⅰ】



地域の花壇整備

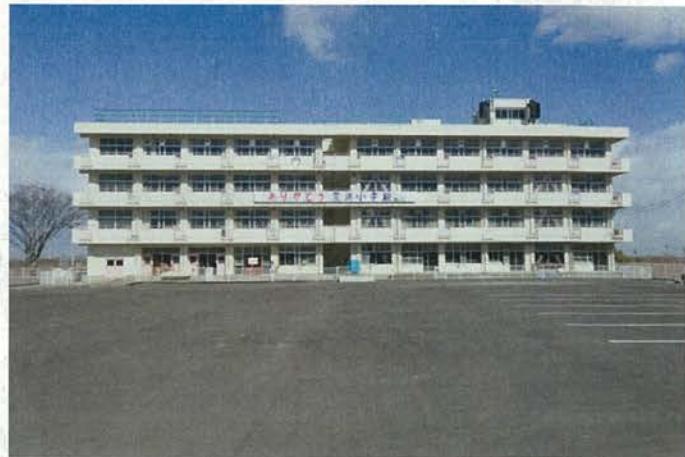


グリーンカーテンの温度測定

取組項目：仙台版防災教育【基本方針Ⅱ】



仙台版防災教育副読本



震災遺構 仙台市立荒浜小学校

(3) 本市におけるSDGsと関連が深い取組項目

学校教育での取組		社会教育での取組	
仙台自分づくり教育【基本方針Ⅰ】 <p>「たくましく生きる力育成プログラム」や体験型経済教育、職場体験活動等を通じ、社会的・職業的自立に向けて必要な態度や能力の育成に取り組んでいます。</p>		市民センター講座や主催事業【基本方針Ⅳ】 <p>地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、現代社会の様々な課題を学ぶ講座の実施により、市民の主体的な学びと地域づくりを支援しています。</p>	
杜の都のエコ・スクール【基本方針Ⅰ】 <p>児童生徒が環境問題を理解し、負荷が少なく地球環境にやさしい学校生活や環境の保全について、主体的に考え方実践する活動を推進しています。</p>		<p>○国際化・情報化・環境・防災等の講座実施 ○住民参画・問題解決型学習事業（住民と市民センターとの協働により、地域課題を発見し、その解決への取組を学び実践する事業）など</p>	
学びを支える経済的な支援【基本方針Ⅰ】 <p>経済的理由のため就学が難しい児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等、就学に必要な費用を支援し、教育の機会均等と良好な就学環境の確保を図っています。</p>		社会教育施設における多様な学びの提供【基本方針Ⅳ】 <p>博物館での多彩な展覧会などを通じた歴史・文化・美術に親しむ機会づくり、科学館での自然科学に関する展示や自然観察会など施設の専門性を活かした多様な学びを提供しています。</p>	
仙台版防災教育【基本方針Ⅱ】 <p>震災の経験と教訓を活かし、平時から災害に備え、自分の命と安全を確保する「自助の力」、平時から他者や地域の力となり、災害対応や復興に参画する「共助の力」の育成に取り組んでいます。</p>		社会学級の運営支援【基本方針Ⅴ】 <p>各小学校・特別支援学校に社会学級を開設し、環境・福祉・防災などを課題にした市民の主体的な学びを支援するとともに、地域活動の活性化に繋げています。</p>	
多様性に応じた教育機会の確保【基本方針Ⅲ】 <p>不登校児童生徒への支援や特別支援教育の充実、外国人児童生徒への支援など、様々な学びの求めに応じた教育機会の確保に取り組んでいます。</p>		仙台の歴史や文化の継承と発信【基本方針Ⅴ】 <p>史跡である仙台城跡や陸奥国分寺・国分尼寺、郡山遺跡などの発掘調査や整備を行うとともに、様々な文化財の保全を進め、本市の歴史的資源を活用した学びの機会づくりと、郷土への関心を深める取組を行っています。</p>	
安心で利用しやすい教育環境づくり【基本方針VI】 <p>学校施設や社会教育施設について、計画的な保全と更新により機能の維持を行っています。また、ICT環境の充実に取り組むとともに、学校へのエアコン設置やトイレの洋式化、社会教育施設の展示内容の更新などを進め安心で利用しやすい環境の充実を図っています。</p>			

